

4. 保険者事務処理に関する検討課題

4.1 要介護認定事務

(1) 現行の要介護認定の事務とICカード導入における課題

現行の要介護認定業務では図 4.1 に示すように、保険者は申請の際、被保険者証の提出を受けるとともにこれに代えて資格者証を交付し、要介護認定結果通知時に、認定結果を被保険者証に記載して送付する方法を基本としている。

被保険者証を IC カードとする場合、認定結果に応じて要介護状態区分等を IC カードに記録することが必要となるが、要介護認定の手続き中について従来と同様に、保険者が預かることにすると、被保険者証が利用者の手許になく、その間 IC カードにサービス給付実績を記録して限度額管理等を行うことができない期間が生ずる。また、仮に認定申請受付時にカードを一旦被保険者に返すとすると、申請時だけでなく認定結果の IC カードへの書き込みのため 2 回保険者窓口足を運ぶ必要があり、被保険者の負担が大きくなるという問題がある。

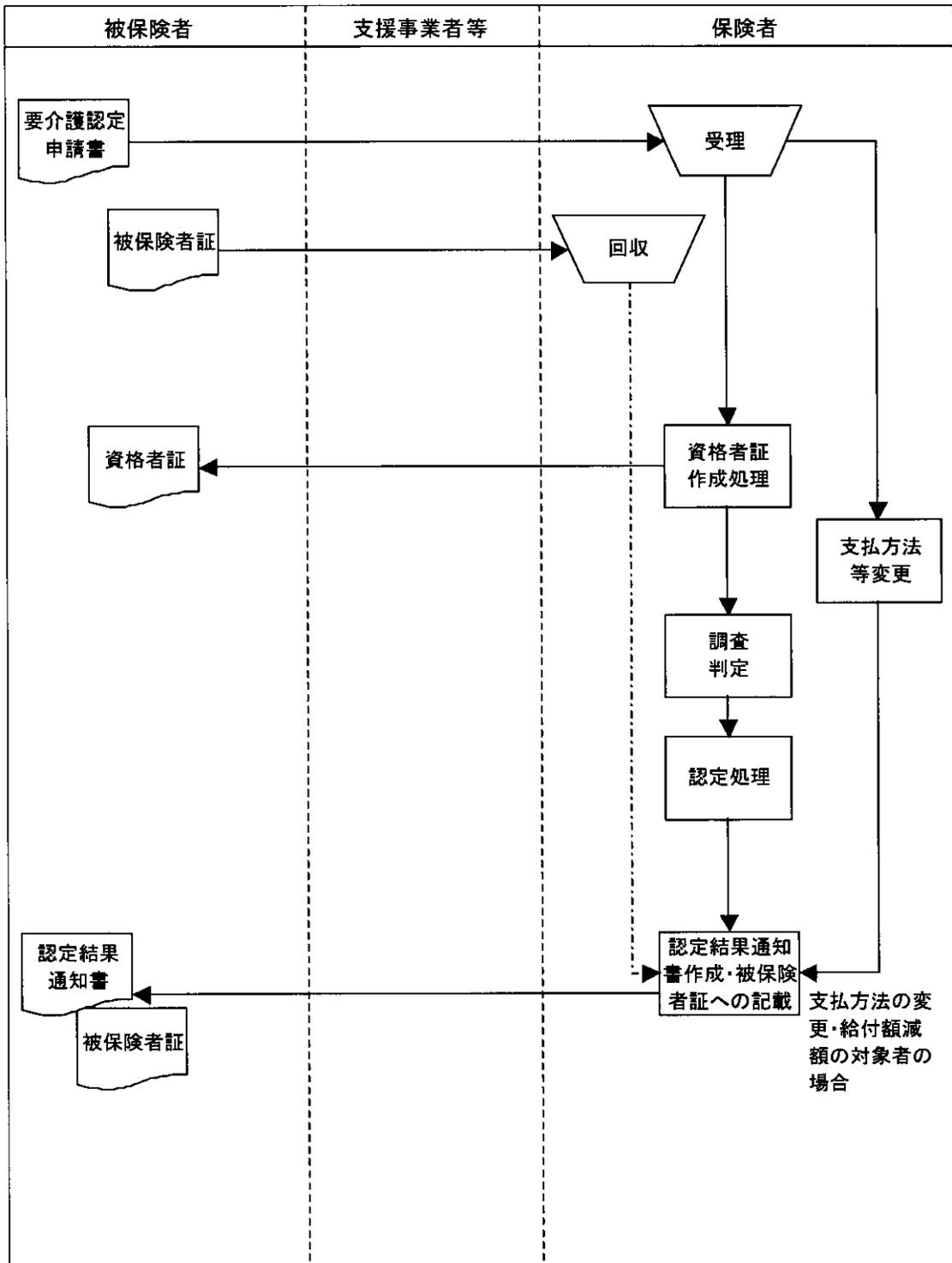


図 4.1 現行業務における要介護認定の事務

(2) 要介護認定手続きの種類

要介護認定の手続きは、保険者事務と給付における取扱いの違いから新規申請、更新申請、変更申請の3種類にわけることができる。申請の区分によって表 4.1 に示すように申請中の要介護状態区分の扱いや、ICカードの交付の状況が異なるため、事務処理についても、申請の区分ごとに検討する必要がある。

表 4.1 要介護認定申請の種類

区分	定義	申請中の要介護状態区分	申請時点の被保険者のICカード保有状況
新規申請	要介護等の認定を受けていない被保険者が認定申請を行う場合	申請に溯って受給資格が発生するため認定結果確定までの間、要介護状態区分が確定しない*	申請時点でICカードを保有していない
更新申請	要介護認定、要支援認定を受けている被保険者が、前認定の期間中に引続き認定を受けるための申請を行う場合(更新申請においては、認定有効期限の60日前から申請を行うことができる)	前認定有効期間の満了後から新たな認定が有効となる(原則として受給資格について溯りは発生しない)	申請時点でICカードを保有している
変更申請	要介護認定、要支援認定を受けている被保険者の介護の必要な度合いが変化した場合において、要介護状態区分の変更の申請を行う場合(なお、前認定の期間中に要支援者が認定申請する場合は、制度上の位置づけは新規申請であるが、手続き上の取扱いは変更申請と同様に扱われる)	申請に溯って、変更後の要介護状態区分が有効となるため認定結果確定までの間、要介護状態区分が確定しない*	申請時点でICカードを保有している

* 要介護認定結果が確定するまでは、支給限度管理計算、報酬計算の内容が確定しないため、サービス事業者からの報酬請求を行うことが出来ない。

(3) 各申請区分ごとの取扱い方式の検討

● 新規申請

要介護認定を受ける前の被保険者には IC カードを発行しないことを前提とすると、認定結果確定までは、IC カードの交付を行わないため、申請中の取扱いは従来の紙の被保険者証による取扱いと同様となる。

保険者事務としては、申請受付時に資格者証を発行し、認定結果確定時に IC カードを元の被保険者証に代えて送付する。但し、非該当の場合については、被保険者証を送付する（図 4.2 参照）。

申請結果確定までの間の給付は、償還払いとするか、サービス事業者側で請求計算を保留しておき認定結果確定時にまとめて、利用者負担請求と報酬請求を行う方式を取る。申請から認定結果が出るまでの給付実績については、取りまとめて後から記録することが必要となる。

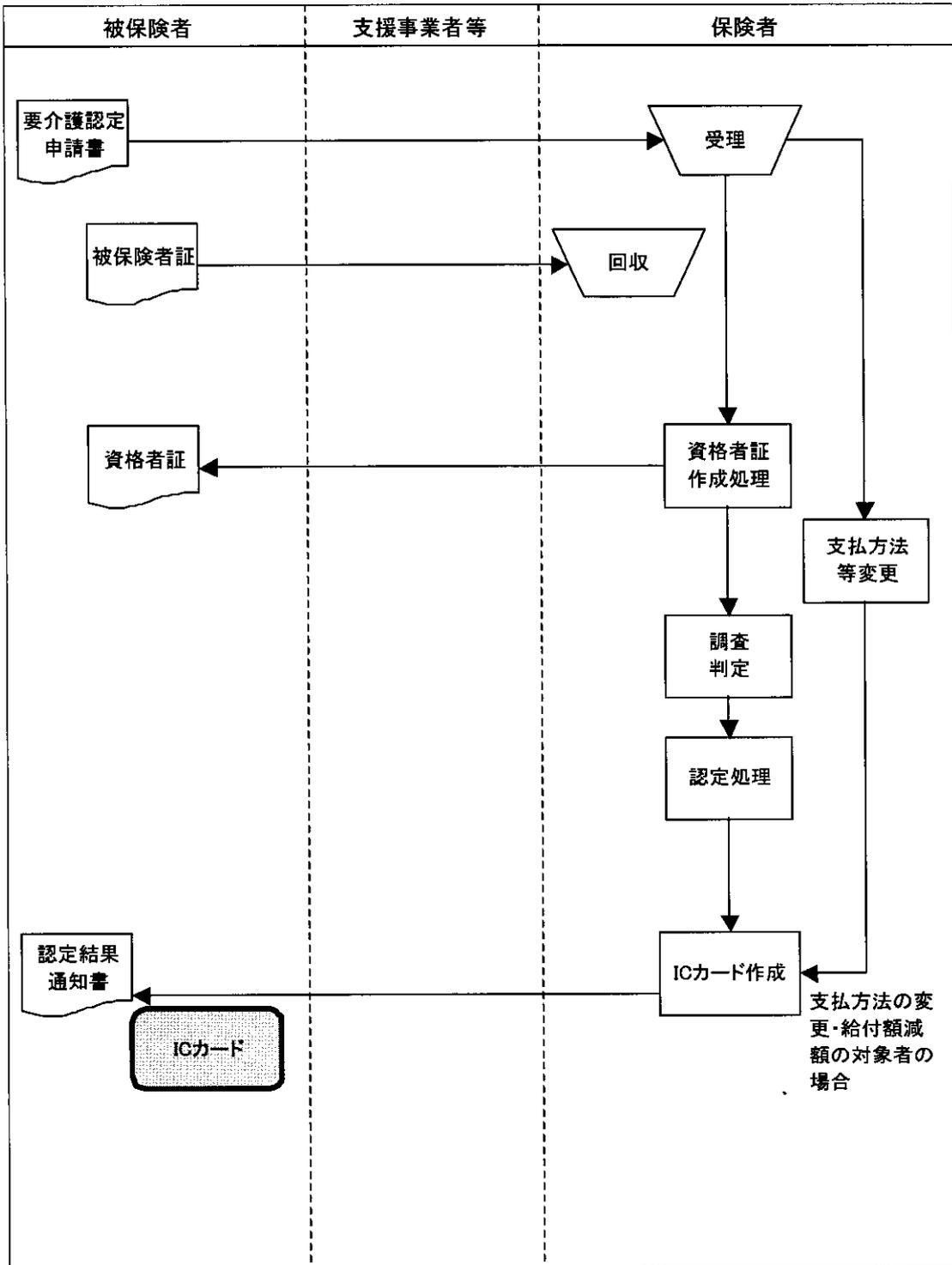


図 4.2 ICカード導入後の新規認定の事務

- 更新申請

原則として要介護状態区分が未確定の期間は発生せず、申請期間中も継続してICカードによる給付の管理を行うことが適切であるが、そのためには認定申請から認定結果確定までの間も、ICカードが利用者の手元にあることが必要である。

現行の運用において、要介護認定申請中に、被保険者証を保険者に預けることとしている最大の理由は、認定結果確定時に、被保険者証の要介護認定に関する情報を書き換える必要があるために、被保険者が2度保険者の窓口に出向くという負担を軽減するという意味から、書き換え後の被保険者証を郵送することとしたことによる。ICカードを導入した後の更新申請については、既に一度認定手続きを経て認定を受けていることから、認定申請の手続きを簡便にし、郵送等による意思表示で可能とすれば、認定結果確定後保険者窓口で1度だけ出向き、新たな認定結果をICカードに記録することで足りることになる（図4.3 参照）。

なお、認定有効期間中に認定結果が確定しない場合には、要介護状態区分が未確定の期間が発生することになるが、この場合は、ICカード上の認定有効期間を超えてしまうため、サービス事業者側は、認定結果確定までの間は、新規申請中と同様に取り扱うこととなる。

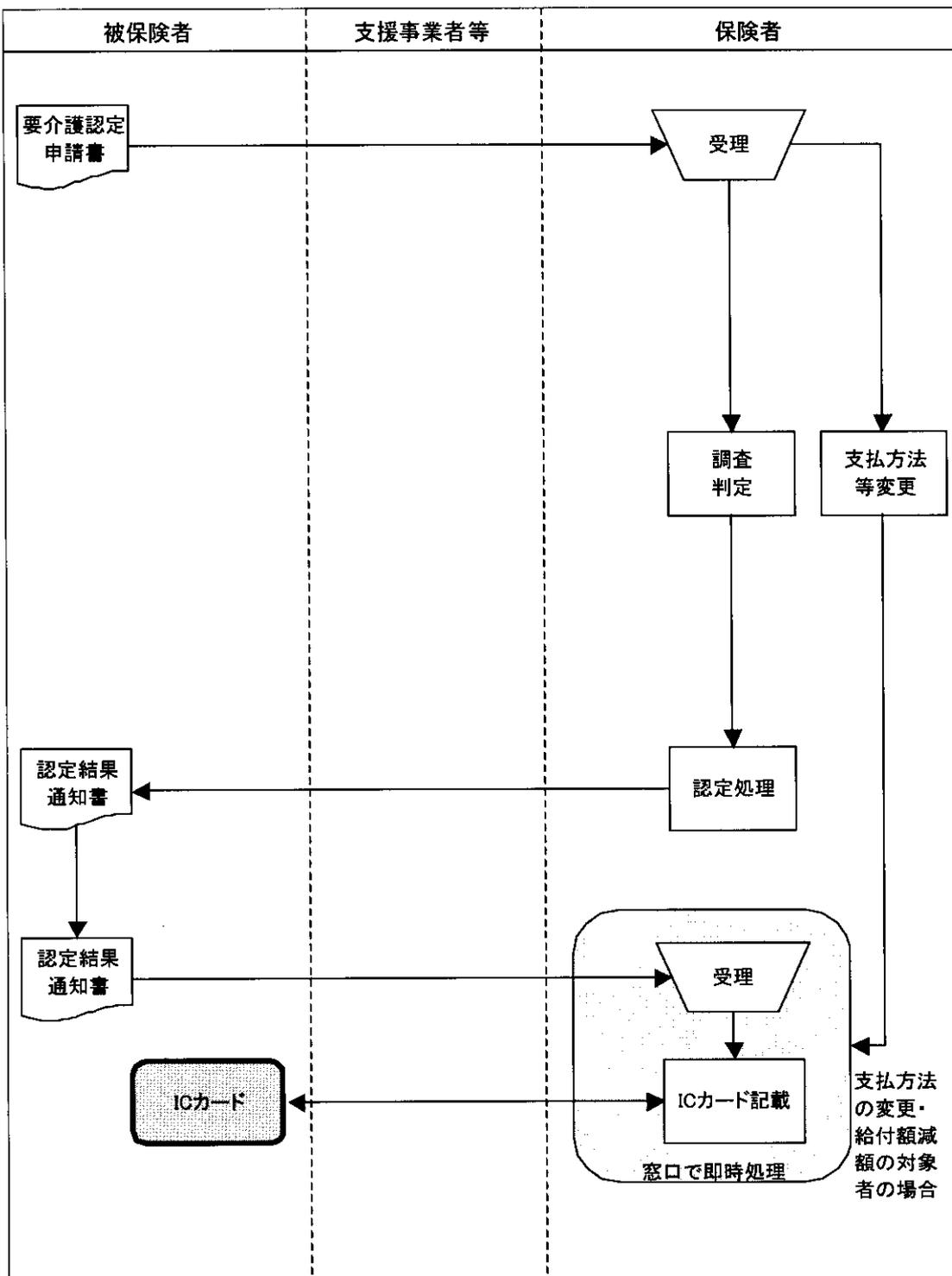


図 4.3 ICカード導入後の更新認定の事務

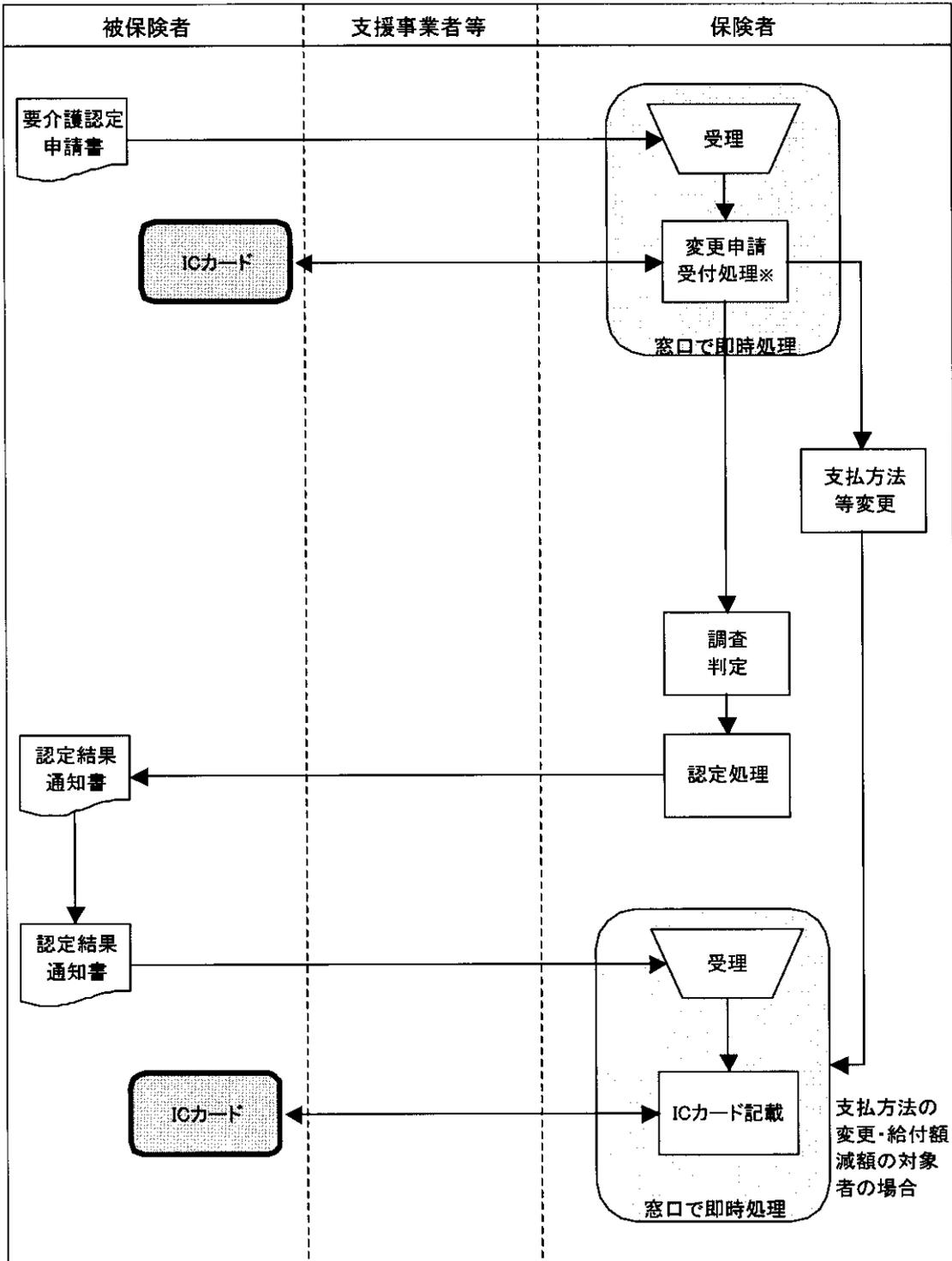
● 変更申請

一旦要介護認定を受け IC カードが交付されている場合は、サービス実績の記録等を効率的に行うために、IC カード被保険者証を継続的に使用することが適当と考えられる。

但し、要介護状態区分が確定していない期間中は、サービス事業者側で正確な支給限度管理や報酬計算が出来ないことから、サービス事業者が変更申請中であることを確実に把握できるよう、IC カードには変更申請中である旨の情報を書込んでおく必要がある。

このため、申請時点で、保険者窓口で一旦変更申請中の情報を記録して被保険者に返却し、認定結果の確定後、再度確定後の認定情報を記録することが必要となり、変更申請の場合に限り、保険者窓口に 2 回足を運ぶことが必要となる（※変更申請中の情報を IC カードに書込む

図 4.4 参照）。



※変更申請中の情報をICカードに書込む

図 4.4 ICカード導入後の変更認定の事務

前述の取扱いを整理すると表 4.2 のようになる。

表 4.2 要介護認定申請の種類ごとの IC カード導入後の取扱い

申請区分	申請時	認定結果確定時	申請中の給付の扱い
新規申請	従来の被保険者証を預かり資格者証を発行する	認定結果を記録した IC カードを送付する(非該当の場合は元の被保険者証を送付)	償還払いとするか、サービス事業者側で請求計算を保留しておき認定結果確定時にまとめて、利用者負担請求と報酬請求を行う
更新申請	郵送等により更新申請を受け付ける	認定結果通知を送付し、保険者窓口に IC カードを持参し認定結果を記録する。	通常の認定期間中と同様 ただし、認定有効期間中に認定結果が確定しなかった場合は新規申請中と同様の扱いとなる
変更申請	IC カードに変更申請中の情報を記録する	認定結果通知を送付し、保険者窓口に IC カードを持参し認定結果を記録する。	サービス事業者側で請求計算を保留しておき認定結果確定時にまとめて、利用者負担請求と報酬請求を行う